

第75回

定時株主総会 招集ご通知

日時

2024年6月27日（木曜日）
午前10時（午前9時30分開場）

場所

東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号
TKPガーデンシティ渋谷ホール11A

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 監査等委員でない取締役3名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

CAPITA

株式会社 CAPITA
証券コード 7462

証券コード 7462
2024年6月12日
(電子提供措置の開始日2024年6月5日)

株 主 各 位

東京都渋谷区神泉町9番1号
株式会社CAPITA
代表取締役社長 安達 哲也

第75回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第75回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第75回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.capita-inc.jp>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東京証券取引所のウェブサイト（上場会社情報サービス）にアクセスしていただき、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、株主総会招集通知ページに記載されている情報を閲覧くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年6月26日（水曜日）午後6時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- 日 時 2024年6月27日（木曜日）午前10時（午前9時30分開場）
- 場 所 東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号
TKPガーデンシティ渋谷ホール11A 11階会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
- 会議の目的事項
報 告 事 項 第75期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）
事業報告および計算書類報告の件
決 議 事 項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 監査等委員でない取締役3名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
3. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

第75期末配当につきましては、安定した配当を維持する当社の方針や財務体力、株主の皆様の日頃のご支援にお応えする必要があることを総合的に勘案いたしまして、以下の通りといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき2円 配当総額 7,207,900円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月28日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 本店移転

本社機能の拡充、業務の効率化および経費削減を図るため。

①新本店所在地

東京都豊島区

2. 変更の内容

変更内容は、次のとおりであります。

現行定款	変更案
第1条から第2条（条文省略） （本店の所在地） 第3条 当社は、本店を東京都渋谷区におく。 第4条から第43条（条文省略）	第1条から第2条（現行どおり） （本店の所在地） 第3条 当社は、本店を東京都豊島区におく。 第4条から第43条（現行どおり）

3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催予定日 2024年6月27日

本店移転につきましては移転の日をもって効力発生とします。

第3号議案 監査等委員でない取締役3名選任の件
 監査等委員でない取締役全員（4名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、
 監査等委員でない取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。
 取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位および担当	取締役会出席回数
1	小野田 隼人 新任	—	—
2	菊池 正俊 再任	取締役 営業部部长	10回／10回 (100%)
3	新島 裕一 再任	取締役 管理部部长	10回／10回 (100%)

候補者番号 1 小野田 隼人 (おのだ はやと) 新任

生年月日
1983年1月7日生

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

所有する当社の株式数
0株

2014年11月 株式会社おもてなし 入社
 2015年1月 同社 代表取締役
 2016年1月 株式会社世界地所 代表取締役
 2017年5月 行政書士事務所ワールドサポート所長
 2022年11月 株式会社ソトコト・ネットワーク代表取締役（現任）

取締役の候補者とした理由

小野田隼人氏は、さまざまな企業における豊富な経験と幅広い知識を有しております。当社の新しい成長と中長期的な企業価値向上の実現のために適切な人材として、取締役としての選任をお願いするものです。

候補者番号 2

菊池 正俊 (きくち まさとし)

再任

生年月日

1981年5月27日生

所有する当社の株式数

300株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2000年 4月 当社 入社
2007年 4月 当社 佃大橋 S S 所長
2014年 4月 当社 S S 事業部課長代理
2016年 4月 当社 S S 事業部課長
2017年 4月 当社 S S 事業部次長
2019年 4月 当社 S S 事業部部長
2020年 4月 当社 営業部部長
2023年 6月 当社 取締役営業部部長 (現任)

取締役の候補者とした理由

菊池正俊氏は、営業部部長として、当社の営業部を担っており、営業部門における豊富な経験と幅広い知識を有しております。当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現のために適切な人材として、取締役としての選任をお願いするものです。

候補者番号 3

新島 裕一 (にいじま ゆういち)

再任

生年月日

1968年8月13日生

所有する当社の株式数

1,300株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1991年 9月 個人税理士事務所入所
2008年12月 当社 入社
2015年 4月 当社 特命事項担当課長
2020年 4月 当社 石油商事事業部課長
2020年 9月 当社 管理部マネージャー
2023年 4月 当社 管理部部長
2023年 6月 当社 取締役管理部部長 (現任)

取締役の候補者とした理由

新島裕一氏は、管理部部長として、当社の管理部を担っており、管理部門における豊富な経験と幅広い知識を有しております。当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現のために適切な人材として、取締役としての選任をお願いするものです。

- (注) 1.各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
- 2.当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下「D&O保険」という。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を補填することとしております。なお、D&O保険の保険料は全額を当社が負担しております。各候補者が監査等委員でない取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役もD&O保険の被保険者となる予定であります。D&O保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は本総会終結の時をもって辞任されますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	新任	社外	現在の当社における地位および担当	取締役会出席回数
1	あべ 修平	新任	社外	—	—
2	やま 田 俊 徳	新任	社外	—	—
3	はし 戸 章 太	新任	社外	—	—

候補者番号 1

安部 修平 (あべ しゅうへい)

新任 社外

生年月日

1980年11月8日生

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

所有する当社の株式数
0株

2005年11月 富士紡ホールディングス株式会社 入社

2013年1月 株式会社 OUNH 入社

2019年4月 株式会社 Mt.SQUARE 入社

2019年6月 コンフィデンスアンドカンパニー株式会社 代表取締役

2020年10月 一般社団法人レストランテック協会 専務理事

2022年5月 株式会社flaro 代表取締役（現任）

監査等委員である社外取締役の候補者とした理由

安部修平氏は、経理および監査業務の経験と専門的な知識を有しており、これまで蓄積された経験と経営および業務全般にわたる深い知識と理解を当社の監査体制の強化に活かしていたものと判断し、監査等委員である社外取締役での選任をお願いするものであります。

候補者番号 2

山田 俊徳 (やまだ としのり)

新任

社外

生年月日

1986年6月17日生

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2008年 8月 フィット株式会社 入社

2010年 5月 香港 銀寿司 入社

所有する当社の株式数

0株

監査等委員である社外取締役の候補者とした理由

山田俊徳氏は、さまざまな企業、事業を経て新規事業の経験と知識を有しており、客観的な立場から当社の監査体制の強化に活かしていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役での選任をお願いするものであります。

候補者番号 3

北戸 草太 (きたど そうた)

新任

社外

生年月日

1992年7月23日生

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2013年 5月 株式会社フォレストサービス 入社

2017年 6月 株式会社ネクストスタンダード 入社

2021年 7月 株式会社FIERTE 入社

所有する当社の株式数

0株

監査等委員である社外取締役の候補者とした理由

北戸草太氏は、さまざまな企業、事業を経て新規事業の経験と知識を有しており、客観的な立場から当社の監査体制の強化に活かしていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役での選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社の間、特別な利害関係はありません。
2. 安部修平氏、山田俊徳氏および北戸草太氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号の社外取締役候補者であります。
3. 山田俊徳氏が原案どおり選任された場合、株式会社東京証券取引所が規程する独立役員となる予定です。

す。

4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下「D&O保険」という。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を補填することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役もD&O保険の被保険者となる予定であります。D&O保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。
5. 各候補者の選任が承認された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度は、会社法第425条第1号に規定する最低責任限度額を予定しております。

以 上

事業報告

(2023年4月1日から)
(2024年3月31日まで)

I. 会社の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当事業年度（2023年4月1日～2024年3月31日）におけるわが国経済は、コロナショックからの脱却に伴い、社会・経済活動の正常化が進み、緩やかな回復基調が見られたものの、世界の不安定な情勢、各国それぞれの金融政策により、円安やマイナス金利政策の解除、資源価格等の高騰により物価の高騰、個人消費の低迷など経済活動は混沌となりました。

石油事業におきましては、世界的な経済不安定な状況が続いており、原油価格高騰も大きく影響を受けました。

このような状況の下、当社におきましては地域の皆様を中心としたライフラインの機能性が高い事業を営む企業として、「安全・安心」と「安定供給」を最優先し、経営資源の有効活用をテーマに環境に応じた運営方針により、業績の回復に努めてまいりました。

当事業年度の売上高は30億4429万円（前年同期比9.0%減）、営業利益は5251万円（前年同期比36.3%減）、経常利益は4035万円（前年同期比50.1%減）、当期純利益2268万円（前年同期比59.4%減）となりました。

セグメント別の業績につきましては、各事業のページのとおりであります。

売上高	営業利益
30億 4429万円	5251万円
前年比 91.0%	前年比 63.7%

経常利益	当期純利益
4035万円	2268万円
前年比 49.9%	前年比 40.6%

セグメント別の業績を示すと、次のとおりであります。

石油事業

主要な事業内容

サービスステーション等、石油製品の卸・直販の経営・中古車販売および钣金事業の経営

石油事業におきましては、新型コロナウイルス感染症の制限も緩和され需要の上昇の期待のされる中で、ロシア・ウクライナ問題における世界的な原油価格の高騰、また円安傾向の横ばい変わらず続いており、石油価格は高水準の状況が続きました。

当社SS事業部に関しましては、環境が厳しく変わる中、引き続き販売数量と適正な口銭（マージン）確保を根幹に店舗運営時間及び運営形態の見直し、油外製品での利益拡大に引き続き努めております。

燃料油販売面では仕入れ価格の値上げが続く中、適正な収益確保に努めましたが、前年に比べ原油価格上昇による需要の停滞、燃料油の節約志向の上昇により、需要の改善を図ることができず販売数量が伸び悩む要因となりました。石油事業におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により世界的な経済不安定な状況が続いております。また、ロシア・ウクライナ問題における世界的な原油価格の不安定な状況は変わらず続いており、石油価格は安定しない状況が続きました。

当社SS事業部に関しましては、引き続き販売数量と適正な口銭（マージン）確保を根幹に店舗運営時間および運営形態の見直し、油外製品での利益拡大に努めました。

燃料油販売面では適正な口銭（マージン）確保に引き続き努めましたが、前年に比べ度重なる原油価格上昇による燃料油口銭の減少で、大きく利益が伸び悩む要因となりました。

しかし、油外販売面では集客施策の見直しによりコーティングや作業収益の改善を図っております。

かねてより取り組んでいるウェブ集客に関しましては継続して行っております。その結果KeePer技研株式会社開催の2023年12月キーパー選手権で当社巣鴨SSが東京23区のカテゴリで3位となりました。

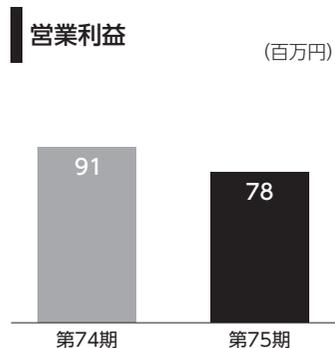
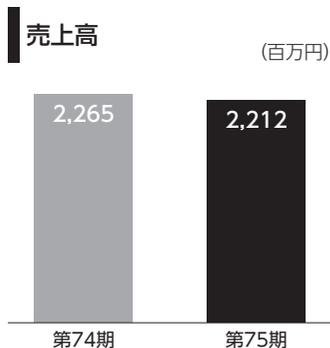
また、菅馬場SS、和光SS、巣鴨SSの3SSで運営中のニコニコレンタカーの状況も好調に推移しており今後、当社レンタカー事業におきましては環境問題と顧客満足の双方の観点より、積極的に環境配慮型のエコカーの導入または入れ替えを図り、環境に配慮しながらもレンタカー事業の拡大に取り組んでまいります。2024年3月期のSS事業部に関しましては前年同期と比べ、増収減益となりました。

石油商事事業部は、卸部門では引き続き新規顧客開拓を継続し、仕入れ先の見直しや営業コストの見直しに加え、原油価格の大幅な高騰による業績への影響を最小限に抑える為、小口配送やその他出荷形態などで、お客様の細かな要望に応える事に努め、改めて収益基盤の確立を行っております。

販売数量に関しましては、売掛金リスクの削減や、原油価格の高騰により、回復傾向にあった数量も前年マイナスとなりました。口銭（マージン）に関しましては原油価格高騰による口銭の圧縮の影響はございましたが仕入れ先の調整等の効果もあり回復傾向になりました。また物販事業においては新型コロナウイルスの制限緩和により、メインであるゴムネットの需要増加により好調な推移となりました。

これらの結果、石油商事事業部は販売管理費の見直しも行いましたが、減収減益となりました。

石油事業全般におきましては、売上高22億12百万円（前年同期比2.3%減）、営業利益78百万円（前年同期比14.4%減）となりました。



専門店事業

主要な事業内容

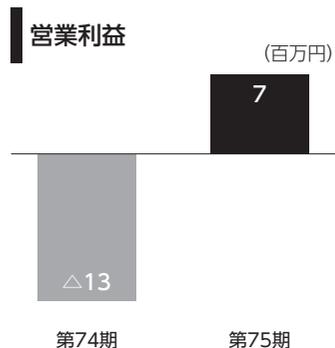
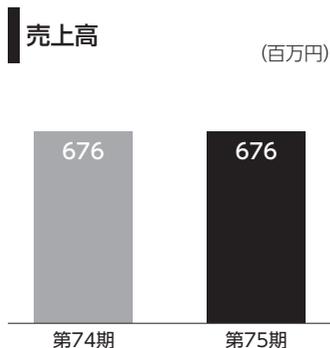
サイクルショップ「コギー」の経営

自転車業界におきましては、自転車本体の価格高騰が続く影響で新車の買い替え需要が減少するとともに、一台の自転車を長く利用する傾向が顕著に現れるようになり修理需要が増加いたしました。他方、2023年4月のヘルメット着用努力義務化に伴い、ヘルメットの販売も順調に推移しました。

専門店事業部であるサイクルショップ「コギー」の営業活動としては、SNSやホームページのブログ、外部媒体を活用した情報発信を基軸に集客販促活動に努めると同時に、作業効率改善も含めスタッフの技術力、販売力向上に取り組み、店舗利用価値の向上に努めました。アプリ廃止に伴い開始したLINEでは、友達機能を生かしユーザーの獲得を増加させ、さらなる情報の発信と来店ポイント機能によりリピーターとなる顧客獲得を狙い進めてまいりました。昨年12月の運用開始より1500人以上の方に友達追加を行っていただきました。また、自転車業界においても物価上昇に伴うリユース需要の高まりを見せ、中古車体の販売にも着手いたしました。

2024年度は、より高単価であり、社会的需要の高まっている電動自転車の増強を主軸に、昨年より開始したECサイト（コギーオンライン）の利便性を活用した新車販売戦略の推進、40年継続した信頼と実績を改めてお客様へ還元していく組織へと成長させていきます。

これらの結果、専門店事業部におきましては、売上高6億76百万円（前年同期比0.1%増）、営業利益7百万円（前年営業損失13百万円）となりました。



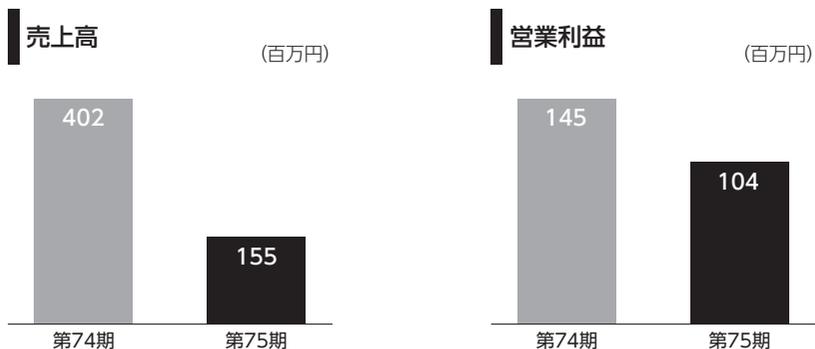
不動産事業

主要な事業内容

賃貸用オフィスビル店舗ビルの経営および販売用不動産の販売

不動産事業部におきましては、当社の巣鴨ダイヤビルは満室、川口ダイヤピアは1室空室ですが、計画的な修繕を継続しつつ、ビルの資産価値の維持と入居者様への安全・安心の提供に努めております。トランクルームの運営につきましても安定した状況が続いております。また、販売用不動産事業におきましては、今期は売上は発生しませんでした。

これらの結果、不動産事業部におきましては、売上高1億55百万円（前年同期比61.5%減）、営業利益1億4百万円（前年同期比28.2%減）となりました。



(各事業ごとの売上高)

事業	売上高 百万円	前期比 %	構成比 %
石油事業	2,212	97.7	72.6
専門店事業	676	100.1	22.2
不動産事業	155	38.5	5.1
合計	3,044	91.0	100.0

2. 設備投資等および資金調達の状況

当事業年度における設備投資の総額は、6百万円であります。その主なものは、仙台のセルフ岩切の運営者交代に伴うSS内補修工事等、巣鴨ダイヤビルの改修工事等によるものです。これらの所要資金は、自己資金でまかないました。

3. 対処すべき課題

原油価格の動向や消費税率引き上げによる国内景気の動向等、引続き不透明な状況が続くものと予想されるなか、当社においては、下記の基本方針を遵守し、以下のとおり営業利益の必達に全力を傾注してまいります。

<石油事業 サービスステーション事業部>

- ①引き続き油外粗利の最大化を目指し、状況に応じた施策立案と行動計画を実施する。
- ②CSを通し、安心してご利用いただけるサービスの提供を実現する。
- ③人材育成計画を実行し、スタッフスキルの向上を図る。

<石油事業 石油商事事業部>

- ①直需部門の新規顧客獲得を行い販売数量の確保に努める。
- ②適正口銭の確保および配送の効率化を図り、さらなる収益改善を実現する。
- ③物販部門の新規商材導入の検討を進める。

<専門店事業>

- ①引き続き新規出店による事業拡大を目指す。
- ②収益体質の改善と主体性のある店舗コンセプトを確立する。
- ③「各コギー店舗またはその地域」で、ここでしか買えない商品の導入検討を進める。
- ④教育・研修の充実を図り、事業拡大の「人づくり」を行う。

<不動産事業>

- ①巣鴨ダイヤビル、川口ダイヤピアの入居テナント様のニーズに応じたビル管理を実施する。
- ②計画的な修繕を実施し、ビルの資産価値の維持と入居者様への安全・安心の提供に努める。
- ③不動産販売事業を拡充する。

<管理部門>

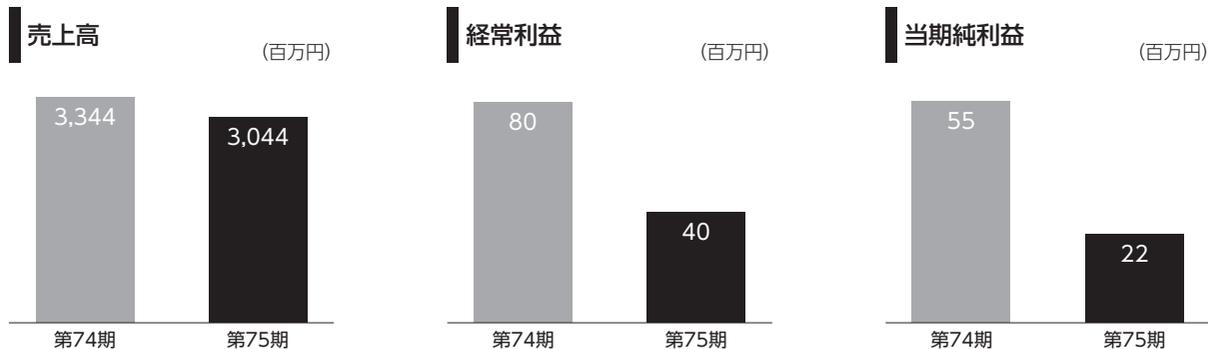
- ①営業部との連携を強化し、予算の必達と安定した財務内容の改善を実現する。
- ②社内システムの運用精度を高め、経理事務・店舗事務の効率化を図る。
- ③コンプライアンスを遵守し、法令改正に的確に対応する。

株主の皆様には、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

4. 財産および損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 72 期 2021年 3 月期	第 73 期 2022年 3 月期	第 74 期 2023年 3 月期	第75期(当期) 2024年 3 月期
売 上 高 (百万円)	2,879	3,344	3,344	3,044
経 常 利 益 (百万円)	80	82	80	40
当 期 純 利 益 (百万円)	15	56	55	22
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	4.20	15.67	15.49	6.30
総 資 産 (百万円)	1,957	2,400	2,569	3,004
純 資 産 (百万円)	1,392	1,441	1,490	1,506

- (注) 1. 第72期は、石油事業は新型コロナウイルス感染症拡大による法人稼働の低下を背景に数量以上に適正な口銭（マージン）確保に努め油外製品販売では状況下での最大化を目指し、人材育成とウェブ媒体を利用した新規顧客獲得に注力いたしました。また専門店事業部は公共交通機関の利用が減少する中、自転車は通勤・通学などの日常生活での利用機会が増えた事や、健康志向の高まりによる自転車需要が大幅に増加した事から、最大限の需要の取込みと戦略的な在庫確保に注力いたしました。その結果売上は前年を下回ったものの利益は前年を大幅に上回ることが出来ました。
2. 第73期は、石油事業は世界的にカーボンニュートラルを目指す動きや自動車のEV化が加速していく傾向の中、各需要家の化石燃料からの燃料転換の影響や加速していく原油価格の上昇により、石油製品は構造的な需要減少傾向の状況が続いたものの、不動産事業の活性化により、売上高、利益共に前年を上回る結果となりました。
3. 第74期は、石油事業では、販売数量に関しましては、原油価格の大幅な高騰により回復傾向にあった数量も前年マイナスとなりました。口銭（マージン）に関しましては原油価格高騰による口銭の圧縮の影響はございましたが仕入れ先の調整等の効果もあり回復傾向になりました。また物販事業においては積極的な新商品の取り扱いを継続し売上の向上も図り、全体でほぼ前期並みの売上高、当期純利益となりました。
4. 第75期（当期）の状況につきましては、前記「1. 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。
5. 2021年5月24日開催の取締役会において、株式分割を決議し2021年6月25日付で普通株式を1株につき5株の割合をもって分割しております。第72期の期首に当該株式の分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。



5. 主要な事業所および店舗 (2024年3月31日現在)

名称	所在地
本社	東京都 渋谷区
サービスステーション	東京都豊島区など 7か所
サイクルショップ	神奈川県横浜市など 9か所
不動産賃貸ビル等	東京都豊島区など 3か所

6. 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

区分	従業員数	前期末比増減 (△)	平均年齢	平均勤続年数
	名	名	歳	年
男性	45	1	41.8	10.6
女性	5	1	34.6	1.6
合計または平均	50	2	41.1	9.7

- (注) 1. 従業員数には、嘱託社員 (3名) および準社員 (パートタイマー) などの臨時従業員は含めておりません。
2. 準社員 (パートタイマー) などの臨時従業員の期末人数は35名 (1日8時間換算) であります。

7. 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借入先	借入額 (千円)
株式会社武蔵野銀行	369,988
株式会社みずほ銀行	200,000
クラウドバンク・フィナンシャルサービス株式会社	400,000

II. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 10,000,000株
2. 発行済株式の総数 3,603,950株 (自己株式 507,050株を除く)
3. 株主数 612名 (前期末比15名減)
4. 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
HER投資事業有限責任組合	920	25.5
KMOキャピタル有限責任事業組合	832	23.1
森 猛	370	10.2
岡田 満知	136	3.7
神谷 金吾	115	3.2
巣鴨信用金庫	80	2.2
岡三証券株式会社	63	1.7
株式会社ワンフラット	56	1.5
小杉 洋介	45	1.2
森 重明	44	1.2

(注) 持株比率は、自己株式 507,050株を控除して計算しております。

Ⅲ. 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等(2024年3月31日現在)

会社における地位及び担当	氏名	重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	安達 哲也	東京丸の内法律事務所パートナー弁護士
取締役 (営業部部长)	菊池 正俊	
取締役 (管理部部长)	新島 裕一	
取締役	仁戸田 信人	
取締役 (常勤監査等委員)	半田 邦彦	
取締役 (監査等委員)	浦 勝則	
取締役 (監査等委員)	三瀧 芳幸	

- (注) 1. 取締役のうち、仁戸田信人、浦勝則および三瀧芳幸の各氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 日常的な情報収集や会計監査人、内部監査部門と連携を図ることで、監査等委員会による監査・監督の実効性を高めるため、常勤の監査等委員を選定しております。
3. 当社は社外取締役である浦勝則氏と三瀧芳幸を東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。
4. 取締役 (監査等委員) 浦勝則氏は、弁護士として企業関係法務に精通しており、専門的知見を有しております。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社定款に基づき社外取締役及び監査等委員全員と会社法第423条第1項の責任について、法令が規定する額を限度とする契約を締結しております。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は当社の取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険 (D&O保険) 契約を保険会社との間で締結し、当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の業務として行った行為に起因して、損害賠償請求がされた場合の損害賠償金および訴訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。但し、故意による任務懈怠ある場合、違法に利益若しくは便宜の供与を得た場合又は犯罪行為等に起因する場合は、補填の対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにしております。当該保険の保険料は当社が全額負担しております。

4. 取締役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (監査等委員を除く)	6名	15,771千円
(うち社外取締役)	(1名)	(900千円)
取 締 役 (監査等委員)	5名	11,100千円
(うち社外取締役)	(3名)	(7,050千円)
合 計	11名	26,871千円
(うち社外役員)	(4名)	(7,950千円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 報酬限度額は2021年6月25日開催の第72回定時株主総会において、監査等委員でない取締役(3名)が月額15,000千円以内、監査等委員である取締役(3名)が月額4,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時の対象取締役の員数は6名(うち社外取締役は3名)です。

取締役の個49.5人別の報酬の内容に係る決定方針の決定方法

取締役の報酬は、基本報酬のみで構成されており、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定しております。

取締役の報酬は株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、取締役会の協議により決定しており、監査等委員の報酬等は株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、常勤、非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査等委員の協議により決定しております。

当事業年度は2023年6月29日開催の取締役会で、取締役報酬金額の決定については議長(代表取締役社長)に一任する旨、議案に諮り承認可決されております。

取締役会が代表取締役へ個別の報酬額を一任した理由は当社全体の業績を勘案しつつ各取締役の担当業務について評価を行うには代表取締役が最も適していると判断したためであり、取締役会は、代表取締役社長が個別の報酬額の決定において考慮した事項が決定方針に沿うものであると事後的に協議する等の措置を講じていることから、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

3. 当事業年度末現在の取締役は7名、うち監査等委員でない取締役は4名(社外取締役1名)、うち監査等委員である取締役が3名(社外取締役2名)であります。上記の支給人員と相違しておりますのは、上記報酬等の額には2023年6月29日開催の株主総会終結の時をもって退任した取締役4名の報酬等も含んでいるためであります。

5. 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

- ・取締役仁戸田信人氏

当事業年度に開催された10回の実務取締役会のうち10回に出席いたしました。豊富な経験と幅広い知識に基づき意見を述べるなど、取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

- ・取締役(監査等委員)浦勝則氏

当事業年度に開催された12回の取締役会のうち12回に出席し、12回の監査等委員会のうち12回に出席いたしました。弁護士としての高度な専門知識に基づき意見を述べるなど、取締役及び監査等委員の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

・取締役（監査等委員）三瀧芳幸氏

当事業年度に開催された10回の取締役会のうち10回に出席し、10回の監査等委員会のうち10回に出席いたしました。税理士としての高度な専門知識に基づき意見を述べるなど、取締役及び監査等委員の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

IV. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

監査法人薄衣佐吉事務所

2. 会計監査人の報酬の額

(1) 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額	15,000千円
(2) 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,000千円

(注1) 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由は、会計監査人の監査内容、会計監査の職務遂行状況及び、報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて、必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(注2) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査等委員会は監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査等委員会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

4. 責任限定契約に関する事項

当社は、会社法第427条の責任限定契約を締結しておりません。

V. 会社の体制および方針

業務の適正を確保するための体制

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、コンプライアンス全体を統轄する組織として、社長を委員長とした「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、取締役および使用人が、企業理念および社内規程に則り、法令・定款および社会規範等を遵守することを周知・徹底する。
- (2) またコンプライアンスの推進については、管理部が中心となり取締役および使用人に対して、階層別に必要な教育・研修等を定期的に行う。
- (3) さらに業務執行部門から独立した内部監査室が、当社におけるコンプライアンスの状況を定期的に監査する。また内部監査室内に、法令等に定める義務違反等の情報について、使用人が直接情報提供できるように、内部通報制度の窓口を設置する。
- (4) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断のため、社内体制の整備を行い、不当な要求に対しては会社を挙げて組織的に対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 法令上保存を義務付けられている文書および重要な会議の議事録、稟議書、契約書ならびにそれらに関する資料等は、社内規程に基づき文書または電磁的媒体に記録し適切に保管・管理を行う。
- (2) 取締役および監査等委員は、常時これらの文書を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、リスク管理全体を統轄する組織として「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、重大な事故、災害、不祥事等が発生した場合には、社長を本部長とし、必要な人員で組織する危機対策本部を設置する。
- (2) リスク管理活動については管理部が統括し、社内規程の整備と見直しを図るとともに、各部門においてその有するリスクの洗い出しを実施し、そのリスクの軽減等に取り組む。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社では、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を毎月1回定期的に開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行うほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速かつ的確な意思決定を行う。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社には企業集団が存在しないので該当事項はありません。

6. 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在、監査等委員の職務を補助すべき使用人はおりませんが、必要に応じて当該使用人を置くものとする。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員を補助すべき使用人は、監査等委員会および監査等委員の指揮命令下でその業務を遂行し、またその人事に係る事項の決定は、監査等委員会の同意を必要とする

8. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

(1) 監査等委員は、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況等を把握するため、取締役会等の重要会議に出席すると共に、必要に応じて意見を述べるができる。

(2) 監査等委員は、稟議書、契約書その他の業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役および使用人にその説明を求めることができる。

(3) 取締役および使用人は、業務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実または、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査等委員会に報告しなければならない。

(4) 内部監査室は、内部監査の実施状況およびその結果、内部通報制度の状況とその内容を随時監査等委員会に報告するものとする。

9. その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査等委員は、代表取締役と定期的な会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換等、意思の疎通を図るものとする。

(2) 監査等委員は、必要に応じて弁護士、会計監査人その他の専門家に相談し、監査業務に関する助言を受けることができる。

会社体制の運用状況概要

当社は、上記「内部統制システムに関する基本方針」を継続的に取り組むべき基本方針ととらえ、適宜、内容の見直し検討を行っております。また、取締役会、経営会議を毎月開催し、問題事案の検討および改善策、再発防止策の協議を行っております。また、情報セキュリティ強化のための対策を実施しております。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,237,613	流動負債	1,191,499
現金及び預金	126,293	買掛金	73,527
受取手形	15,158	短期借入金	950,000
売掛金	246,237	一年以内返済予定長期借入金	19,988
商品	823,510	未払金	56,131
前渡金	12,080	未払法人税等	8,737
前払費用	13,916	未払消費税等	15,229
その他の金	1,015	前受金	57,425
貸倒引当金	△598	預り金	10,459
固定資産	1,767,015	固定負債	307,121
有形固定資産	1,607,383	長期未払金	27,220
建物	138,866	再評価に係る繰延税金負債	195,448
構築物	10	長期預り保証金	84,451
機械装置	10,128		
車両運搬具	4,504		
工具器具備品	12,827		
土地	1,441,047		
無形固定資産	1,400	負債合計	1,498,620
ソフトウェア	395	純資産の部	
電話加入権	479	株主資本	1,136,606
その他の	525	資本金	90,000
投資その他の資産	158,230	資本剰余金	276,439
投資有価証券	3,545	資本準備金	24,790
出資	2,077	その他資本剰余金	251,649
破産更生債権等	29,060	利益剰余金	858,965
長期前払費用	192	その他利益剰余金	858,965
前払年金費用	23,927	繰越利益剰余金	858,965
差入保証金	124,852	自己株式	△88,798
繰延税金資産	450	評価・換算差額等	369,401
その他の	3,184	土地再評価差額金	369,401
貸倒引当金	△29,060	純資産合計	1,506,008
資産合計	3,004,628	負債・純資産合計	3,004,628

損 益 計 算 書

(2023 年 4 月 1 日から
2024 年 3 月 31 日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		3,044,290
売 上 原 価		2,130,312
売 上 総 利 益		913,978
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		861,466
営 業 利 益		52,511
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	571	
そ の 他	668	1,239
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	11,038	
そ の 他	2,362	13,401
経 常 利 益		40,350
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	131	131
税 引 前 当 期 純 利 益		40,219
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	8,847	
法 人 税 等 調 整 額	8,681	17,529
当 期 純 利 益		22,689

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合計	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金
2023年4月1日残高	90,000	24,790	251,649	276,439	843,484
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△7,207
当期純利益					22,689
自己株式の取得					
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	15,481
2024年3月31日残高	90,000	24,790	251,649	276,439	858,965

	株 主 資 本		評価・換算 差額等	純資産 合 計
	自己株式	株主資本 合 計	土地再評価 差 額 金	
2023年4月1日残高	△88,798	1,121,124	369,401	1,490,526
事業年度中の変動額				
剰余金の配当		△7,207		△7,207
当期純利益		22,689		22,689
自己株式の取得				
事業年度中の変動額合計	—	15,481	—	15,481
2024年3月31日残高	△88,798	1,136,606	369,401	1,506,008

個別注記表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

評価基準は原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

石油事業……総平均法。但し、油外商品については、最終仕入原価法

専門店事業

サイクルショップ……移動平均法による原価法

不動産事業……個別法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……定率法によっております。

(リース資産を除く) ただし、建物及び2016年4月以降取得した建物附属設備、構築物は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物および構築物 5～50年

機械装置および車両運搬具 2～15年

また、2007年3月31日以前に取得したのものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年度から5年間で均等償却する方法によっております。

無形固定資産……定額法を採用しております。

(リース資産を除く) なお、主な償却年数は次の通りであります。

ソフトウェア(自社利用分) 5年(社内における利用期間)

リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（簡便法による期末自己都合要支給額）及び年金資産に基づき計上しております。なお、年金資産が退職給付債務を超過した場合には、その超過額を前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、石油事業、専門店事業において、商品の販売に係る収益を計上しており、顧客との販売契約に基づいて商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

また、不動産事業においては、顧客との不動産売買契約に基づき商品を引き渡す履行義務と、顧客との不動産賃貸借契約に基づく不動産の賃貸に係る履行義務を負っております。不動産売買契約に基づく収益は商品を引き渡す一時点において、不動産賃貸借契約に基づく収益は契約で定められた一定の期間にわたり、顧客が当該商品又はサービスに対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断し収益を認識しております。

当社が代理人として商品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識しております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次の通りです。

繰延税金資産	
繰延税金資産	8,729千円
繰延税金負債	8,278千円
差引：繰延税金資産	450千円

当社は、当事業年度末における繰延税金資産の回収可能性の判断にあたり、会計上の見積りを行っております。この会計上の見積りは、主として、翌期の課税所得見込み(翌期の事業計画)に基づいて行われます。

ロシアとウクライナ、イスラエルとガザなどの世界の不安定な情勢、各国の金融政策等の影響については、世界的なエネルギーの供給不足や原油価格、原材料価格の高騰等の影響もありますが、新規顧客開拓や業務の効率化、また、既存事業を強化することで、概ねプラスの影響に寄与すると判断しております。しかし、不安定な世界情勢が当社の将来収益に与える影響やその他将来の不確実な経済条件の変動による影響を客観的に予測することが困難であることから、過去の予算達成率を加味して算定した翌期の課税所得見込みに基づいて、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

なお、不安定な世界情勢、各国の金融政策等の影響が翌期の業績に大きく影響を与える場合など、実際に発生した課税所得が見積りと異なった場合、上記の予算達成率などが主要な仮定に影響を与えることから、翌事業年度の計算書類の繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

売掛金	24,898千円
商品	661,990千円
前渡金	8,806千円
建物	4,090千円
土地	786,803千円
合 計	1,486,590千円

担保に係る債務

未払金	2,015千円
短期借入金	750,000千円
合 計	752,015千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

755,678千円

3. 土地の再評価

当社は、「土地再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号) および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号) に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号) 第2条第3号に定める固定資産税評価額により算出しております。

再評価を行った年月日

2002年3月31日

再評価を行った土地の事業年度末における時価が再評価後の帳簿価額より上回っている為、事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額の記載を行っておりません。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式 (株)	4,111,000	—	—	4,111,000
合計 (株)	4,111,000	—	—	4,111,000
自己株式				
普通株式 (株)	507,050	—	—	507,050
合計 (株)	507,050	—	—	507,050

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年 6月29日 定時株主総会	普通株式	7,207	利益剰余金	2.00	2023年 3月31日	2023年 6月30日

(2) 当事業年度に属する配当のうち配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議(予定)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年 6月27日 定時株主総会	普通株式	7,207	利益剰余金	2.00	2024年 3月31日	2024年 6月28日

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生は、主な原因は税務上の繰越欠損金、減損損失の否認額、貸倒引当金の否認額であり、繰延税金負債の発生は、主な原因は前払年金費用否認額であります。

なお、繰延税金資産から評価性引当額を控除しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは与信限度管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は全て非上場株式であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日(当事業年度の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、市場価格のない株式等(貸借対照表計上額5,622千円)は下表には含まれておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、未収入金、買掛金、未払金、短期借入金は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 差入保証金	124,852	115,744	△9,107
(2) 長期未払金	31,360	30,395	△964
(3) 長期預り保証金	84,451	76,424	△8,207

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 差入保証金

差入保証金については、合理的に見積もった償還予定時期に基づき、リスクフリーレートで割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

(2) 長期未払金

長期未払金の時価については当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

(3) 長期預り保証金

長期預り保証金については、合理的に見積もった償還予定時期に基づき、信用リスクを加味した利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等（土地を含む。）を有しております。なお、賃貸用のオフィスビルの一部については、当社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価
賃貸等不動産	725,000	802,186
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	670,386	1,163,887

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
 2. 当期末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産調整報告書に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項は有りません。

(収益認識に関する注記)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	石油事業	専門店事業	不動産事業	
一時点で移転される財又はサービス	2,212,427	676,842	674	2,889,944
一定の期間に移転される財またはサービス	—	—	154,346	154,346
顧客との契約から生じる収益	2,212,427	676,842	155,021	3,044,290
外部顧客への売上	2,212,427	676,842	155,021	3,044,290

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

なお、当社の取引に関する支払条件は、通常、短期のうちに支払期日が到来し、重要な金融要素は含まれておりません。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債は前受金として表示しており、期首現在の契約負債残高は32,190千円であり、当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債に含まれていた金額は、32,190千円です。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	417円 88銭
2. 1株当たり当期純利益	6円 30銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月28日

株式会社CAPITA
取締役会御中

監査法人 薄衣佐吉事務所
東京都文京区
指定社員 公認会計士 平谷 一 史
業務執行社員
指定社員 公認会計士 北澤 暁
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社CAPITAの2023年4月1日から2024年3月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第75期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査部門と連携の上、重要な重要会議に出席し、取締役及び各部門からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて監査に立ち会うとともに説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為、又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人薄衣佐古事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月30日

株式会社CAPITA 監査等委員会

監査等委員 半田 邦彦 ㊞

監査等委員 浦 勝則 ㊞

監査等委員 三瀧 芳幸 ㊞

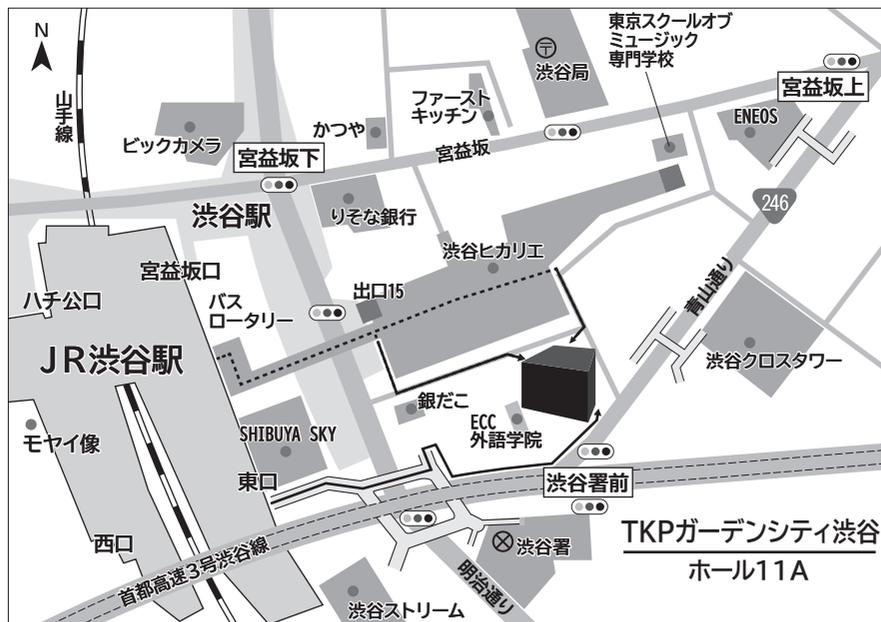
(注) 監査等委員の浦勝則及び三瀧芳幸は会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内

会 場 東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号
TKPガーデンシティ渋谷 ホール11A 11階会議室

会場付近略図



交通のご案内

JR山手線・埼京線・湘南新宿ライン「渋谷」駅
東口より徒歩約3分
東京メトロ銀座線・半蔵門線・副都心線「渋谷」駅
B5番出口より徒歩約2分
東急東横線・田園都市線「渋谷」駅
ヒカリエ方面連絡通路より徒歩約3分
京王井の頭線「渋谷」駅
中央口より徒歩約6分

お問い合わせ先 当社管理部 03-6277-5831

お願い：駐車場はございませんので、ご来場の際は公共交通機関をご利用くださいますよう、お願い申し上げます。